

静岡県教育委員会訓令甲第2号

本 庁
各 教 育 事 務 所
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改める。

令和2年3月27日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前				改正後			
(職員以外の者からの公文書の閲覧請求等の処理) 第70条 (略)				(職員以外の者からの公文書の閲覧請求等の処理) 第70条 (略) <u>(公文書の持ち出し)</u> 第70条の2 公文書は、庁舎の外に持ち出してはならない。ただし、文書管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。			
(電磁的記録の管理方法) 第71条 (略) 別表第1 (略)				(電磁的記録の管理方法) 第71条 (略) 別表第1 (略)			
種別	番号	課名等	課名等の頭字	種別	番号	課名等	課名等の頭字
本庁	(略)			本庁	(略)		
	3	(略)			3	(略)	
	4	福利課	教福		4	教育厚生課	教厚
	5	(略)			5	教育施設課	教施
	6	(略)			6	(略)	
	7	(略)			7	(略)	
	8	(略)			8	(略)	
	9	(略)			9	(略)	
	10	情報化推進室	教政情		10	(略)	
	11	(略)			11	I C T 教育推進室	教政 I
	12	(略)			12	(略)	
	13	(略)			13	(略)	
	14	(略)			14	(略)	

(略)			
教育機関 (県立学 校を除く 。)	(略)		
	13	(略)	
	14	<u>富士山麓山の</u>	<u>富士山</u>
		村	
(略)			

別表第2 (略)

種類	寸法 (ミ リメート ル)	用途	公印管守者
(略)			
少年自 然の家 印	(略)		
<u>高校生 集団宿 泊訓練 施設印</u>	<u>//</u>	<u>//</u>	<u>高校生集団 宿泊訓練施 設所長</u>
県立学 校印	(略)		
(略)			
少年自 然の家 所長印	(略)		
<u>高校生 集団宿 泊訓練 施設所 長印</u>	<u>//</u>	<u>//</u>	<u>高校生集団 宿泊訓練施 設所長</u>
県立学 校長印 (分校 用を除 く。)	(略)		

(略)			
教育機関 (県立学 校を除く 。)	(略)		
	13	(略)	
(略)			

別表第2 (略)

種類	寸法 (ミ リメート ル)	用途	公印管守者
(略)			
少年自 然の家 印	(略)		
県立学 校印	(略)		
(略)			
少年自 然の家 所長印	(略)		
県立学 校長印 (分校 用を除 く。)	(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和2年4月1日から施行する。